

公共調達監視委員会活動状況報告書

部局名 福井労働局

1 開催日

令和6年8月26日(月)

2 委員の氏名及び役職等

| | | |
|-----|-------|-----------|
| 委員長 | 田中 住江 | 司法書士 |
| 委員 | 山川 均 | 弁護士・公認会計士 |
| 委員 | 桑原 美香 | 福井県立大学 教授 |

3 審査対象期間

令和5年7月1日～令和6年3月31日契約締結分

4 審査契約件数

(1) 公共工事

① 競争入札によるもの

・審査対象件数 1件

・審査件数 1件

うち、低入札価格調査の対象となったもの 0件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数 0件

・審査件数 0件

(2) 物品・役務等

① 競争入札によるもの

・審査対象件数 6件

・審査件数 6件

うち、契約金額が500万円以上のもの 2件

うち、参加者が一者しかいないもの 1件

うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの 0件

うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの 0件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数 3件

・審査件数 3件

うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの 0件

うち、企画競争又は公募をしたが、参加者が一者しかいないもの 0件

うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの 0件

うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの 0件

5 審議案件の抽出方法

抽出ではなく、全件審議対象とした。

6 審議結果

・不適切等と判断した件数 0件

・結果内容及び措置状況

審議対象案件全てについて「所見なし」との結論であった。

◆第1回公共調達監視委員会議事概要◆

開催日時 令和6年8月26日(月) 13:30～

開催場所 福井春山合同庁舎14階 福井労働局会議室

《委員》

田中 住江 司法書士(委員長)

山川 均 弁護士・公認会計士(委員長代理・抽出委員)

桑原 美香 福井県立大学 教授

《開催経過説明》

事務局 只今より、令和6年度第1回福井労働局公共調達監視委員会を開催いたします。審議開始までは事務局で進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

《有効成立の説明》

公共調達監視委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づく「過半数の出席」を満たしており、本日の監視委員会は有効に成立していることを御報告させていただきます。

《担当職員紹介》

(総務部長以下、総務部総務課会計担当職員を紹介)

それでは、開催にあたり総務部長よりご挨拶を申し上げます。

《総務部長挨拶》

本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

国の予算執行・調達については、適正かつ効率的な執行が求められており、厚生労働省においても調達の透明性の確保と効率性の向上を目指して積極的な検証を行っており、当局においても公共調達監視委員会を開催させていただいております。

本日御審議いただく案件は令和5年7月～令和6年3月までに契約を締結した10件となりますが、ここで御審議いただいた結果を踏まえて更なる今後の適正な契約事務の推進に生かしていきたいと考えておりますので、委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

また、今年度、福井労働局にて行っている施策についてお話させていただきます(説明詳細は割愛)。

以上、簡単ではございますが、私からの開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

事務局　それでは引き続きまして、議事次第でございます「委員長あいさつ」となりますが、公共調達監視委員会 設置要綱第4条において、委員長は委員の皆様方の互選により選任することとなっております。事務局としましては、昨年同様、委員長を務めていただきました田中委員を推薦させていただこうと思っておりますが、ご承認いただけますでしょうか。

異議なくご承諾いただいたということで、田中委員に委員長をお願いさせていただきます。

なお、山川委員におかれましては、これまでお願いしておりました抽出委員をお願いするとともに、委員長代理をお願いしたいと思います。

それでは、委員長のご挨拶と、その後の進行につきましては、田中委員長をお願いいたします。

《委員長挨拶》

委員長　本年度も委員長を務めます田中です。よろしくお願いいたします。

さて、先の財政制度等審議会 によります「令和6年度予算の編成等に関する建議」(R5.11.20)の、「総論」の中で、「物価高や金利上昇の常態化というこれまでとは異なる局面に入っていく可能性があり、利払費急増のリスクも念頭に置きながら、責任ある財政運営を行っていくことが一層重要」と説き、「民間主導の経済成長を実現できる環境を整えていくことが政府の重要な役割」と位置づけています。

また、「今がまさに財政健全化に軸足を移すべき時であり、この機会を逃してはならない」としています。

このように、財政健全化を前提として、国の適正な予算の執行、さらにはその成果が以前にもまして求められているものと言えます。

従いまして、本委員会では、「福井労働局が締結する契約が適正に行われているか」ということはもちろんのこと、経費削減と併せてコストパフォーマンスという観点も含めて、積極的なご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本委員会の前に開催(7/11)されております「公共調達審査会」におきまして、「特に指摘を受けることはなかった。」ということにつきまして、事務局より報告を受けておりますので申し添えさせていただきます。

《審議案件説明》

委員長 それでは、議事次第4の契約案件の審議に入りたいと思いますが、設置要綱第7条第2項に基づき、山川抽出委員から抽出結果の報告をお願いいたします。

《抽出結果説明》

抽出委員 抽出に当たっては、監視委員会設置要綱第6条の「抽出の方法」によるところですが、今回の審議対象が総数10件であるため、抽出をすることなく全件を対象としておりますことを報告させていただきます。

《契約案件の審議》

1. 「令和5年度サマー求人企業説明会の求人情報誌作成」について

委員 予決令第99条第2号では「工事又は製造」とあるが、本件は該当するののか。

事務局 印刷・製本をするため「製造」に該当する。

委員 随意契約とした理由が「250万円を超えない」からとあるが、当該冊子は特別な冊子であるなど、他の理由はあるか。例えば、機密情報があり、同じ業者でなければならない等。

事務局 冊子の内容は、ハローワークに出されている求人票をまとめたものを冊子にしてもらうものであり、機密情報などは特にない。なお、契約にあたっては見積合わせをした上で、最低額を示した事業者と契約している。

委員 予定価格と契約金額の差について、その理由は何かあるか。予定価格は前年度の見積価格を基にしているようであるが、最近の物価上昇などがあるのに、このような契約金額となっているが。

事務局 前年度は嶺北4安定所分を別々に発注しており、契約相手も別々であった。今回は同4安定所分をまとめて発注することとし、前年度調達時に入手した複数の見積書から平均単価を算出して積算した。まとめたことによる単価の減少などが、結果として予定価格と契約金額の差となったものと推測する。

委員 価格が安く済むことについての異議はないが、価格の適正さも視野に入れて対応することが望ましい。

事務局 承知した。

2. 「武生公共職業安定所旧庁舎解体工事」について

委員 契約書の項目6（解体工事に要する費用等）の明示は必要か。契約を取り交わす上で、必要な内容とは思えないが。

また、契約書第39条において「発注者は、（中略）必要があるときは、この契約を解除することができる。」とあるが、この「必要があるときは」という文言は発注者に一方的な表現に思うが。

委員 ちなみに、この契約書は、統一されたフォームではないのか。

事務局 契約書の作成においては、全国の同様工事などの契約書を参考にしている部分もある。

委員 解体費用の件はこれまでの経験上見たことがなく、不要ではないかという、私の意見として申しておきたい。

事務局 指摘の点は意見として受け取る。必要性の有無を確認し、今後の契約書作成の際に対応する。

委員 もう一点確認したい。変更契約書は、工期だけの変更でよいか。

事務局 工期のみである。

委員 入札において、金額の開きがあるが、その理由として考えられることは。

事務局 落札者は地場の事業者であることに加え、近隣で別の工事の受注もしており、現場を回しやすかったことが、安価となる要因となったようだ。

委員 先ほどの案件と同様、価格の適正さも視野に入れて対応することが望ましい。

事務局 承知した。

3. 「敦賀公共職業安定所窓口番号呼び出しシステム入替整備」について

委員 契約書第 16 条（権利義務の譲渡等）における「権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。」とある。法律用語上、権利義務の「譲渡」という使用はあるが、「委任」というものは一般的ではないと思われる。なお、「義務の履行の委任」というのが正しいのではないかと思うので、意見として申し上げる。

事務局 承知した。

委員 3 者応札で落札率が 98.1%とある。このうち 2 者は予定価格を上回っている。予定価格は 2022 年調達時を参考として積算しているが、1 者以外が予定価格より高額となった理由として何が考えられるか。例えば、物価や人件費上昇などの影響などか。

事務局 委員の見解同様の理由と推測する。

委員 今回の審査の中に、別の時期に他の安定所での同様の入替整備があるが、まとめられなかったのか。

事務局 予算措置の関係で別々となった。本件は当初予算対応で、もう一方は、不具合が生じた際に別途予算措置を受けてのものである。

委員 予算措置上の理由はわかるが、各安定所のシステムの状況などを確認して、複数の対応が必要を分かれば、一括対応でより安価にできると思うので、意見として申しておく。

事務局 承知した。なお、昨今は半導体の入手困難性などもあり、場合によっては別々に発注した方が調達しやすいケースがある。よって、総合的に対応することもあることは理解願いたい。

委員 同様のシステムとして、飲食店などでは、スマホ予約などといった仕組みのものも世に出ており、本件のような大きなモニターを備えたタイプ以外にも時代による進化も取り入れる方が、より安価な製品による調達ができると思うので、意見として申しておきたい。

事務局 承知した。

4. 「年度後半における集中的な就職面接会事業」について

委員 根本的な疑問がある。本件は委託事業として委託費を支払う契約ということでよいか。契約書の条文を読むと当初概算払いをして、事業終了時に精算をすることになっており、「実費弁償」と思われる。委託事業であるならば、本件事業を実施したことに対する報酬として支払うべきであり、後に事業実態に応じて精算するのは実費弁償と感ずるので、意見として述べておく。

なお、事業費の中には報酬分が含まれているのかも知れないが、単なる実費弁償であるならば、入札する必要性が無いと思う。

事務局 恐らく、民間（民法）での契約における「委託」「実費弁償」という考え方と、国の事業としての本件のような契約とでは、同じ「委託」という単語を使用しているが、捉えている意味が違うものである。

国の機関の担う業務を他者に実行してもらう行為を「委託」としてしている。そのうえで、概算払をして、後に精算している理由は、当初契約時には、例えば 50 回分の事業費として概算払いしたが、実際は 47 回しか実行できなかった場合には、3 回分は精算上で返還してもらう必要があるためである。

なお、入札としているのは、応札者において報酬分を加えているものと理解している。

委員 つまり、一般的な私人間の契約とは違うという理解でよいか。

事務局 その通りである。

委員 本件の入札は 1 者入札であったが、入札資格がある事業者は他になかったのか。県内でも同様の事業をしている事業者はあると思うが、契約内容に魅力が無い事業なのか、または参加しない別の理由があるのか。

事務局 本件の事業者はここ数年落札しているが、それ以前は県内事業者が実施していたこともある。恐らく、本件事業者が参入したことによって、この事業者の価格に太刀打ちできない事業者が参加しなくなったことが考えられる。

5. 「大野公共職業安定所窓口番号呼び出しシステム入替整備」について

委員 「3」の事業と同様のものの理解でよいか

事務局 その通りである。

委員 参加事業者が固定しているように思うが、他の事業者の参加についての状況は。

事務局 実態としては県外事業者からの問い合わせを受けてはいる。仕様において、故障等が生じた場合の対応を求める事項があり、県外事業者はその対応に関して参加を見送っているのではないかと推測する。

委員 より多くの参加が可能な工夫をするなど、更なる適正化に努めてもらいたい。

事務局 承知した。

6. 「令和5～9年度 福井労働局業務用自動車賃貸借業務一式」について

委員 契約書第16条（契約の解除等）において、「乙が定める自動車リース契約約款による違約金を支払うことにより、」との文言があるが、この約款を引用するのは違約金にだけということなのか。

事務局 その通りである。

委員 予定価格積算において、「トヨタ ヤリス」の見積額に基づき積算したとのことであるが、ヤリス以外の車種を排除しているのか。

事務局 納入車種としては「環境基準」の定めがあり、その基準を満たす車種であれば、ヤリスでなくても可能である。

委員 2者応札であったが、他者の車種は何か。

事務局 日産ノートである。

委員 入札状況において、「評価点」という記載があるが、落札者のみ点数があるが、他者の方の点数は。

事務局 点数は出しているが、そもそも予定価格を上回る入札額であったので、評価点を記載していない。

委員 総合評価方式の場合、今回のケースでは、他者が予定価格を上回ったためやむを得ないが、両者が下回った場合には、どのような評価を受けたかが分かるような表示の仕方をしてもらいたいという希望がある。

事務局 要望として承る。

7. 「福井労働局及び福井公共職業安定所におけるレイアウト整備及び各種配線等付帯作業」について

委員 契約書第8条（契約の解除）において「甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。」とあるが、かなり一方的な表現に思うが。意見として言わせてもらおう。

事務局 意見として承る。

委員 入札者が固定している感が否めないなので、先ほどの件と重複する意見となるが、工夫して複数の事業者に入札参加してもらえるようにしてもらいたい。

事務局 承知した。

8. 「福井労働局椅子等購入整備一式」について

委員 これも、他の件と同様、入札者が固定している感が否めないなので、先ほどの件と重複する意見となるが、工夫して複数の事業者に入札参加してもらえるようにしてもらいたい。

事務局 承知した。

9. 「福井労働局各種封筒印刷物作成業務一式」について

委員 随意契約の理由を「250万円を超えない。」としているが、他の理由は無いか。

事務局 随意契約とする基準として金額が定められており、事務簡素化の観点でもそのように対応しているところである。ちなみに、厚生労働本省においてもその基準を採用しており、全国斉一的な取り扱いである。
なお、案件によっては、金額の判断ではなく入札方式を採用するこ

とはあることを申し添える。

委員 予定価格と契約金額との差について、契約金額が低くなった理由はわかるか。

事務局 特に思い当たるものはない。

10. 「冊子「労働関係法のポイント」の購入」について

委員 契約の概要では「印刷する」となっているが、件名は「購入」ということでよいのか。

また、随意契約の理由が「当該冊子に福井労働局の情報を印刷するには、発行元に注文する必要がある、競争が存在しない」とあるが、印刷することに競争が存在しないと読めるが如何か。

事務局 この契約については、出版社の冊子の表紙・裏表紙に福井労働局の情報を印刷してもらって購入するものであり、競争相手が存在しないという内容と理解してもらいたい。

委員 では、説明文の表現を正しく揃えてもらいたい。

事務局 承知した。

《総 評》

委員長 それでは、質問・意見も出尽くしたようですので、本日の審議をまとめますと、特に問題はないとのことで、承認してよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

委員長 それでは、本日の審議結果を、監視委員会設置要綱第5条第5項に基づき、事務局の方で福井労働局のホームページで公表するとともに、中央監視委員会あて報告してください。

《閉 会》

委員長 以上をもちまして、福井労働局公共調達監視委員会を終了いたします。皆様、本日はご苦労様でした。

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

| 〔随意契約によるもの〕 | | 審査対象期間 令和5年7月1日から令和6年3月31日（前回審査洩れ） | | | | 部局名 福井労働局 | | | | | | | |
|-------------|-------------------------|------------------------------------------------|-----------|---------------------------------|---------------|---------------------------------------------------------|-----------|---------|--------|-------------|----|-------------------|---------------------|
| 番号 | 物品・役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募） | 予定価格（円） | 契約金額（円） | 落札率（%） | 再就職の役員の数（人） | 備考 | 公共調達審査会審議結果状況（所見） | 公共調達監視委員会審議結果状況（所見） |
| 1 | 令和5年度サマー求人企業説明会の求人情報誌作成 | 支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54 | 令和5年6月12日 | 足羽印刷 株式会社 福井県福井市問屋 町3-212 | 1210001000084 | 会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令99条第2号 予定価格が250万円を超えない製造であるため。 | 1,787,500 | 753,500 | 42.2% | | | 審査済 （所見なし） | 審査済 （所見なし） |
| 2 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | |

※ 備考欄には、以下の①から⑥に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札（募）者数（1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。）。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。
- ⑥ 他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第99条第1号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約（@●●※単価額）」

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔競争入札によるもの〕

審査対象期間 令和5年7月1日から令和6年3月31日

部局名 福井労働局

| 番号 | 公共工事の名称、場所、期間及び種別 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施） | 予定価格（円） | 契約金額（円） | 落札率（%） | 備考 | 公共調達審査会審議結果状況（所見） | 公共調達監視委員会審議結果状況（所見） |
|----|-------------------|------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------|---------------|-------------------------|------------|------------|--------|----|-------------------|---------------------|
| 1 | 武生公共職業安定所旧庁舎解体工事 | 支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54 | 令和5年9月26日 | 大和建设 株式会社 福井県越前市村国 2丁目13-12 | 4210001011715 | 一般競争入札(最低 価格落札方式) | 51,692,542 | 40,700,000 | 78.7% | 5者 | 審査済 (所見なし) | 審査済 (所見なし) |
| 2 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | |

※ 備考欄には、以下の①から⑥に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札（募）者数（1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。）。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。
- ⑥ 他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第99条第1号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約(@●●※単価額)」

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間 令和5年7月1日から令和6年3月31日

部局名 福井労働局

| 番号 | 公共工事の名称、場所、期間及び種別 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 再就職の役員の数(人) | 備考 | 公共調達審査会審議結果状況(所見) | 公共調達監視委員会審議結果状況(所見) |
|------|-------------------|------------------------------|----------|-------------------|------|-------------------------------------|---------|---------|--------|-------------|----|-------------------|---------------------|
| 1 | | | | | | | | | | | | | |
| 該当なし | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | |

※ 備考欄には、以下の①から⑥に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。
- ⑥ 他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第99条第1号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約(@●●※単価額)」

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

| 〔競争入札によるもの〕 | | 審査対象期間 令和5年7月1日から令和6年3月31日 | | | 部局名 福井労働局 | | | | | | | |
|-------------|----------------------------------------|------------------------------------------------|------------|-----------------------------------------|---------------|-------------------------|-----------|-----------|--------|----|-------------------|---------------------|
| 番号 | 物品・役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施） | 予定価格（円） | 契約金額（円） | 落札率（%） | 備考 | 公共調達審査会審議結果状況（所見） | 公共調達監視委員会審議結果状況（所見） |
| 1 | 敦賀公共職業安定所窓口番号呼び出しシステム入替整備 | 支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54 | 令和5年7月19日 | エフケーユーテクニカル 株式会社 福井県福井市和田東1-813 | 1210001000547 | 一般競争入札(最低価格落札方式) | 2,929,910 | 2,874,850 | 98.1% | 3者 | 審査済 (所見なし) | 審査済 (所見なし) |
| 2 | 年度後半における集中的な就職面接会事業 | 支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54 | 令和5年11月10日 | ガリレオスコープ 株式会社 東京都港区南麻布1-6-8南麻布古川ビル5F | 5010401067731 | 一般競争入札(最低価格落札方式) | 3,469,337 | 1,949,420 | 56.2% | 1者 | 審査済 (所見なし) | 審査済 (所見なし) |
| 3 | 大野公共職業安定所窓口番号呼び出しシステム入替整備 | 支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54 | 令和5年12月15日 | エフケーユーテクニカル 株式会社 福井県福井市和田東1-813 | 1210001000547 | 一般競争入札(最低価格落札方式) | 2,667,104 | 2,384,800 | 89.4% | 2者 | 審査済 (所見なし) | 審査済 (所見なし) |
| 4 | 令和5～9年度 福井労働局業務用自動車賃貸借業務一式 | 支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54 | 令和5年12月1日 | 株式会社トヨタレンタリース福井 福井県福井市志比口1丁目8番23号 | 2210001002179 | 一般競争入札(総合評価落札方式) | 8,751,600 | 7,670,520 | 87.6% | 2者 | 審査済 (所見なし) | 審査済 (所見なし) |
| 5 | 福井労働局及び福井公共職業安定所におけるレイアウト整備及び各種配線等付帯作業 | 支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54 | 令和6年1月11日 | 大電産業 株式会社 福井県福井市春山1丁目6番15号 | 4210001001864 | 一般競争入札(最低価格落札方式) | 5,368,082 | 5,203,000 | 96.9% | 2者 | 審査済 (所見なし) | 審査済 (所見なし) |
| 6 | 福井労働局椅子等購入整備一式 | 支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54 | 令和6年1月26日 | エフケーユーテクニカル 株式会社 福井県福井市和田東1-813 | 1210001000547 | 一般競争入札(最低価格落札方式) | 4,601,081 | 3,806,550 | 82.7% | 4者 | 審査済 (所見なし) | 審査済 (所見なし) |

※ 備考欄には、以下の①から⑥に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。
- ⑥ 他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第99条第1号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約(@●●※単価額)」

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

| 〔随意契約によるもの〕 | | 審査対象期間 令和5年7月1日から令和6年3月31日 | | | | 部局名 福井労働局 | | | | | | | |
|-------------|--------------------|------------------------------------------------|-----------|----------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|--------|-------------|----|-------------------|---------------------|
| 番号 | 物品・役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 再就職の役員の数(人) | 備考 | 公共調達審査会審議結果状況(所見) | 公共調達監視委員会審議結果状況(所見) |
| 1 | 福井労働局各種封筒印刷物作成業務一式 | 支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54 | 令和6年1月18日 | 若越印刷 株式会社 福井県敦賀市衣掛 町413番 | 3210001010593 | 会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令99条第2号 予定価格が250万を超えない製造である為。 | 1,755,152 | 1,210,924 | 69.0% | | | 審査済 (所見なし) | 審査済 (所見なし) |
| 2 | 冊子「労働関係法のポイント」の購入 | 支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54 | 令和6年2月13日 | 株式会社 労働調査会 東京都豊島区北大 塚2-4-5 | 9013301012464 | 会計法29条の3第4項、予決令102条の4第3号 当該冊子に福井労働局の情報を印刷するには、発行元に注文する必要がある、競争が存在しない。 | 1,192,125 | 1,192,125 | 100.0% | | | 審査済 (所見なし) | 審査済 (所見なし) |
| 3 | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | |

※ 備考欄には、以下の①から⑥に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応募(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。
- ⑥ 他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第99条第1号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約(@●●※単価額)」